

横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画

パブリックコメント用素案(令和3年1月14日)

目次

第1章 計画策定の背景	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 地域福祉に関する動向	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の期間	3
第5節 策定体制	4
第2章 地域福祉に関する現状	6
第1節 統計情報からみる現状	6
第2節 町民アンケート結果からみる現状	11
第3節 団体ヒアリング結果からみる現状	16
第4節 地域福祉に関する課題	21
第3章 計画の体系	22
第1節 目指す地域福祉のあり方	22
第2節 基本目標	22
第3節 施策体系	23
第4節 評価の仕組み	24
第4章 施策の展開	25
基本目標1 人のつながりがあるまち	25
基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち	33
基本目標3 支え合いの輪が広がるまち	48

第 1 章 計画策定の背景

第 1 節 計画の趣旨

私たちが暮らす地域では、さまざまな人が生活しており、置かれている状況や、価値観、ライフスタイルといった点でも違いがあります。それぞれの人の暮らしには、大小さまざまな困りごとがあり、その解決に向けては、自助努力がなされたり、家族に助けられたり、あるいは地域の支え合いがあったり、公的な福祉の制度が役立ったりします。

しかしながら、今日では、日々暮らす上で生じるさまざまな困りごとの解決が難しくなっていると指摘されます。その背景としては、ライフスタイルの変化により以前のような家族同士の助け合いが難しくなっていること、地域社会のあり方が変わったことで支え合いの機能が弱まっていること、縦割りの公的な制度では対応できない複合的課題が生じていることなどが挙げられます。

それぞれの人々が、地域で安心して自分らしく暮らし続けられるようにするために、行政として取り組むべきことが何か考えるのみならず、各自・各家庭で取り組むべきことは何か、地域社会として取り組むべきことは何か、地域の方々の参画を得た上であらためて検討し、取り組みを計画的に進めていくことが求められます。そのため、ここに「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

「地域福祉」は、地域での支え合い体制により、誰もが地域で自分らしく望ましい生活を送ることができるまちづくりを目指す考え方であり、地域のすべての方を福祉の「受け手」でありかつ「支え手」と捉えるものです。そのため、地域福祉の推進は行政による取り組みだけでなすものではありません。地域の方々の声を踏まえた本計画に基づいて、地域の方々の参画を得た上で各種の取り組みを展開し、本町の地域福祉を推進していくことを目指します。

第2節 地域福祉に関する動向

地域福祉は、地域での支え合い体制により、誰もが地域で自分らしく望ましい生活を送ることができるまちづくりを目指す考え方ですが、その推進に向けて、各市町村においてさまざまな内容の地域福祉計画が策定されてきました。平成30年4月には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、任意とされていた地域福祉計画の策定が各市町村の努力義務とされたところです。さらに、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載するものとされました。

また、地域福祉に関する近年の議論として、国で提唱されているのが「地域共生社会」という概念です。これは、地域の人や団体それぞれがお互いにつながり合う中で、制度や分野による縦割りを超え、「支え手」「受け手」に分かれることなく支え合い、暮らし・生きがい・地域を創っていく、という社会のあり方を指します。令和2年には、この地域共生社会の実現に向けて、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されたところであり、引き続き注目が必要な概念となっています。

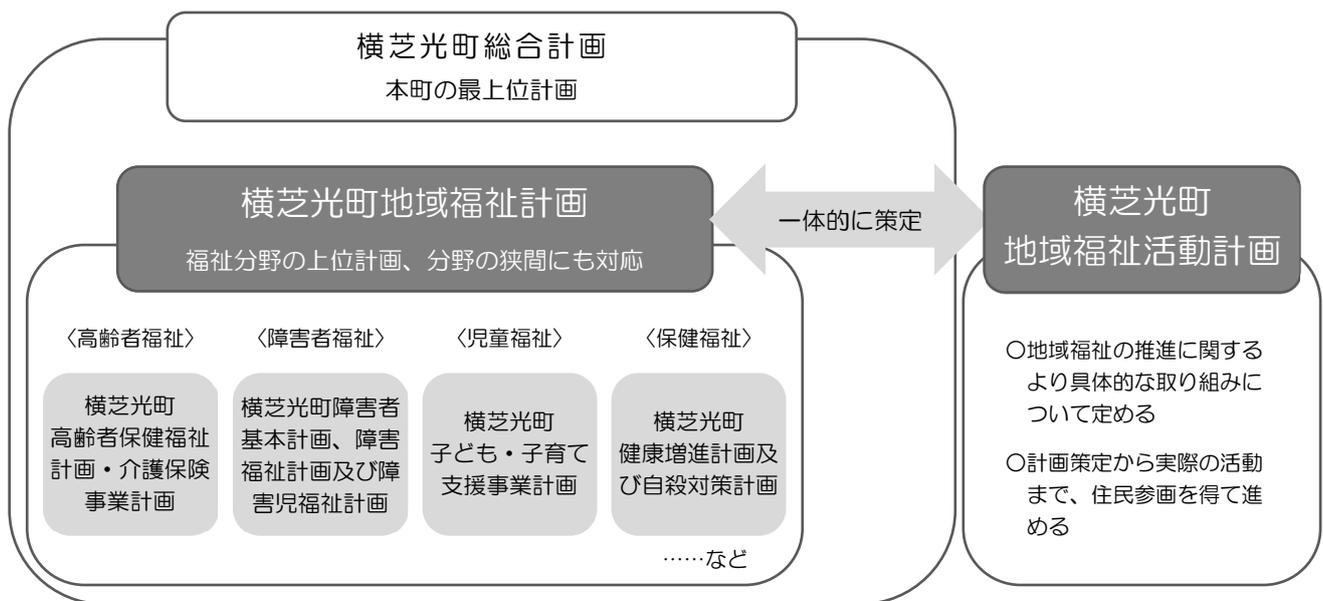
本計画に関しても、こうした動向を踏まえて内容を検討し、策定したものです。

第3節 計画の位置付け

地域福祉計画は、福祉分野の上位計画として位置付けられるものであり、高齢者福祉分野の「横芝光町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、障害者福祉分野の「横芝光町障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」、児童福祉分野の「横芝光町子ども・子育て支援事業計画」及び保健福祉分野の「横芝光町健康増進計画及び自殺対策計画」をはじめとした本町の各福祉分野別計画の上位計画として、本計画は位置付けられます。そのため、各福祉分野を横断する取り組みについても定めるほか、分野の狭間にある課題への対応についても本計画において定めます。また、本町の最上位計画である「横芝光町総合計画」の内容を踏まえ、特にその福祉分野の内容と整合する計画として、本計画は策定されるものです。

また、本計画は、地域福祉の推進に関するより具体的な取り組みについて定める「地域福祉活動計画」としての性格も有するものとし、もって「横芝光町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定されるものです。

〈他計画との関係〉



第4節 計画の期間

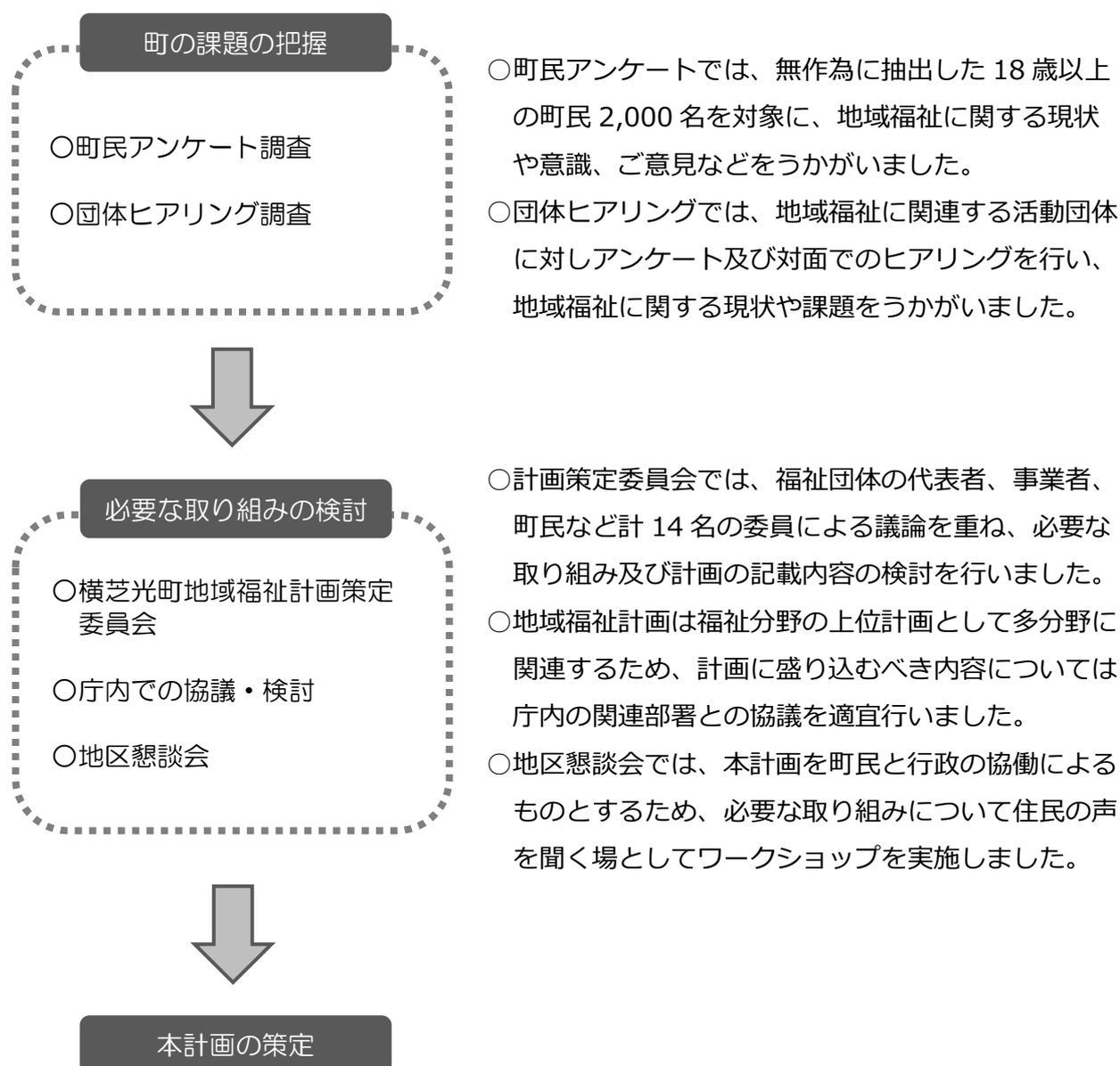
本計画は、本町の福祉に関する体制及び基盤の整備に向けた取り組みを含むものであり、一定の期間を要すること、また地域の実情に即した取り組みを進める観点から定期的な見直しが必要であることを鑑み、計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間とします。

第5節 策定体制

地域福祉の推進は、行政や特定の立場の方々の尽力のみによってなしうるものではなく、地域の方々の状況や声を広く把握し、どういった取り組みが必要か、どういった取り組みができるか、地域の方々の参画を得た上で検討することが求められます。

本計画の策定にあたっては、町民に対するアンケート及び関係団体へのヒアリングを通して現状及び課題を把握した上で、多様な関係者から成る計画策定委員会の設置及び同委員会での議論を通して、必要となる取り組みの内容につき検討しました。

〈策定の流れと策定体制〉



地区懇談会について

地域福祉の着実な推進に向けて、住民の方々にも地域課題についてご共有頂くとともに、「地域でできるとよいこと」をご検討頂く場として、「地区懇談会」を開催しました。

挙げられた意見については、第4章「施策の展開」において記載しており、本計画を町民と行政の協働により推進していきます。

〈地区懇談会実施概要〉

日時	場所	参加者
令和2年11月18日 18時より	横芝光町 文化会館	地区社協等の福祉関係団体にご所属の方や大学生など、 20代から70代の21名

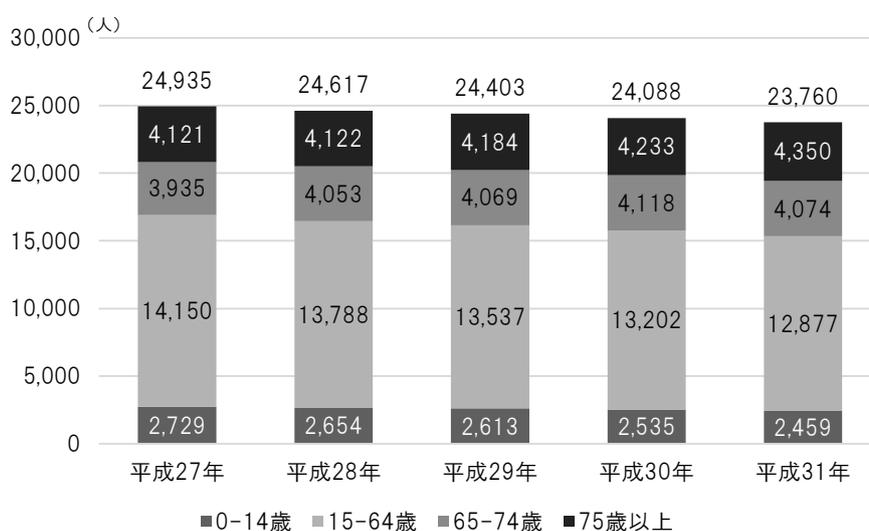
第2章 地域福祉に関する現状

第1節 統計情報からみる現状

(1) 人口

本町の人口は減少傾向にあり、平成27年から平成31年にかけての4年間では総人口が約5%減少しています。また、年齢4区分別にみると、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあるのに加え、65～74歳の前期高齢者も平成30年を境に減少傾向に転じています。一方で、75歳以上の後期高齢者は継続的に増加している状況です。

〈年齢4区分別人口の推移〉

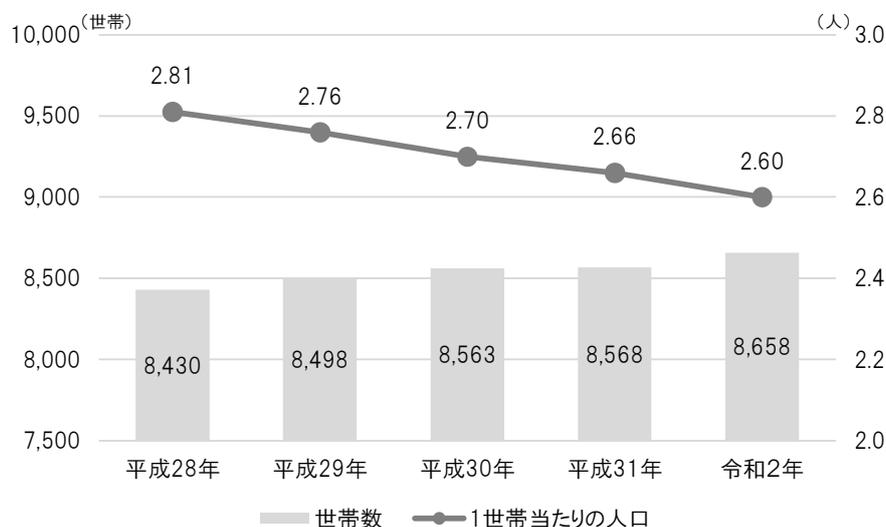


出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日時点）

(2) 世帯

人口減少の一方、本町の世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人口が減少しています。

〈世帯数と1世帯あたりの人口の推移〉

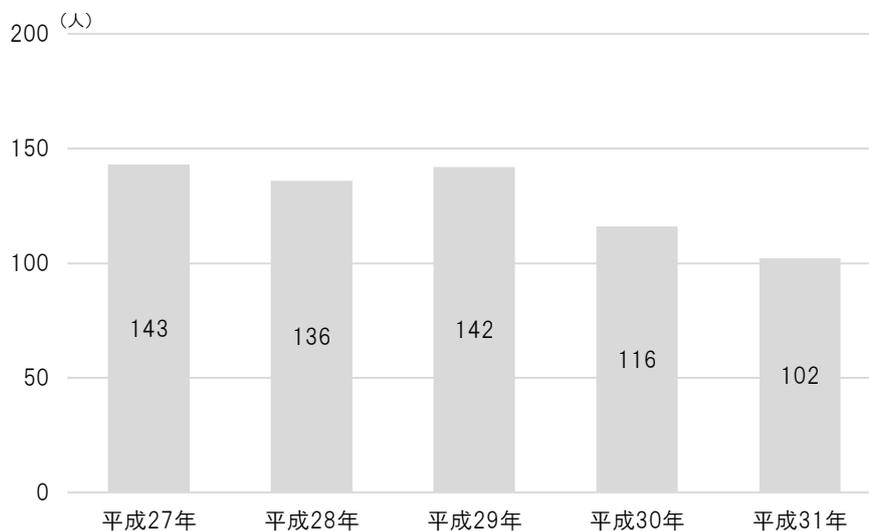


出典：千葉県毎月常住人口調査（各年1月1日時点）

(3) 子ども

本町では、出生数が著しい減少傾向にあり、平成27年から平成31年の4年間で約3割減少しています。

〈出生数の推移〉

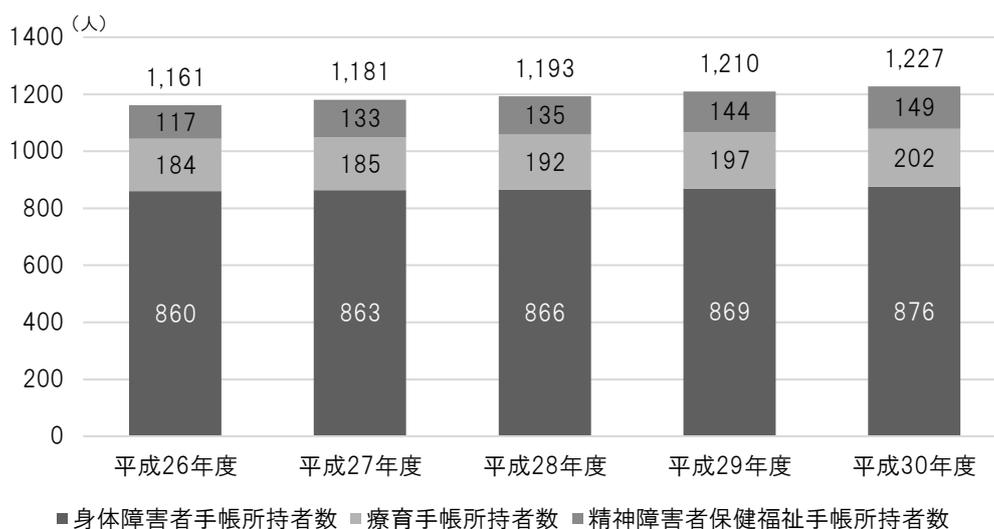


出典：千葉県毎月常住人口調査

(4) 障害者

いずれの種類の手帳についても、所持者数が増加し続けています。

〈障害者手帳所持者数の推移〉



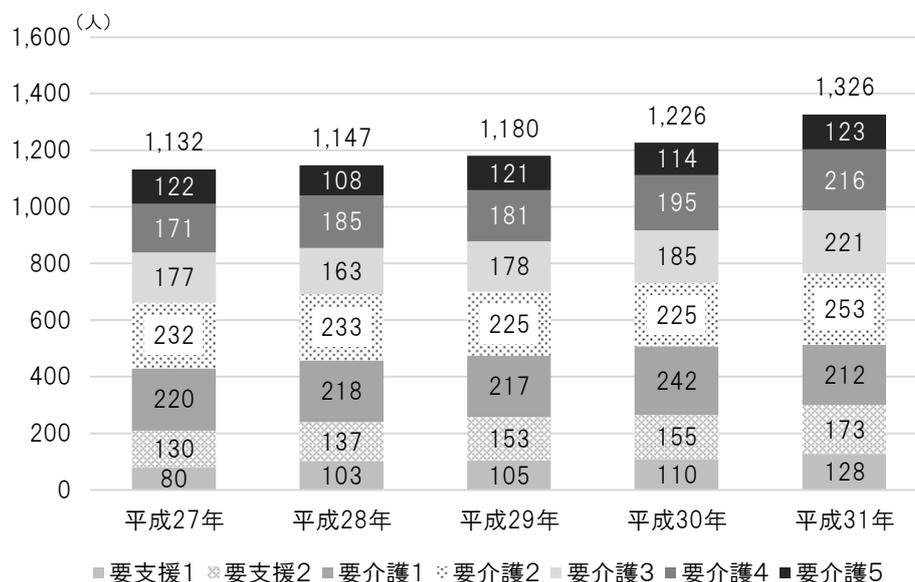
■身体障害者手帳所持者数 ■療育手帳所持者数 ■精神障害者保健福祉手帳所持者数

出典：千葉県「市町村ごとの障害者手帳所持者数」(各年度3月31日時点)

(5) 高齢者

本町において、要介護（要支援）認定者数は右肩上がりに伸びており、平成27年から平成31年の4年間で2割弱増加しています。

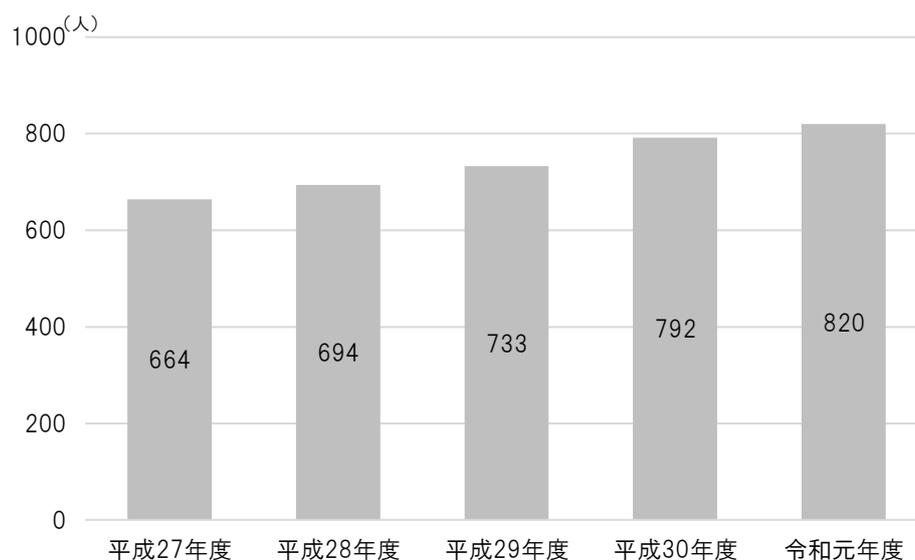
〈要介護(要支援)認定者数の推移〉



出典：「見える化」システム（各年3月末時点）

また、認知症高齢者数も著しく伸びており、平成27年度から令和元年度の4年間で2割強の増加がみられます。

〈認知症高齢者数の推移〉

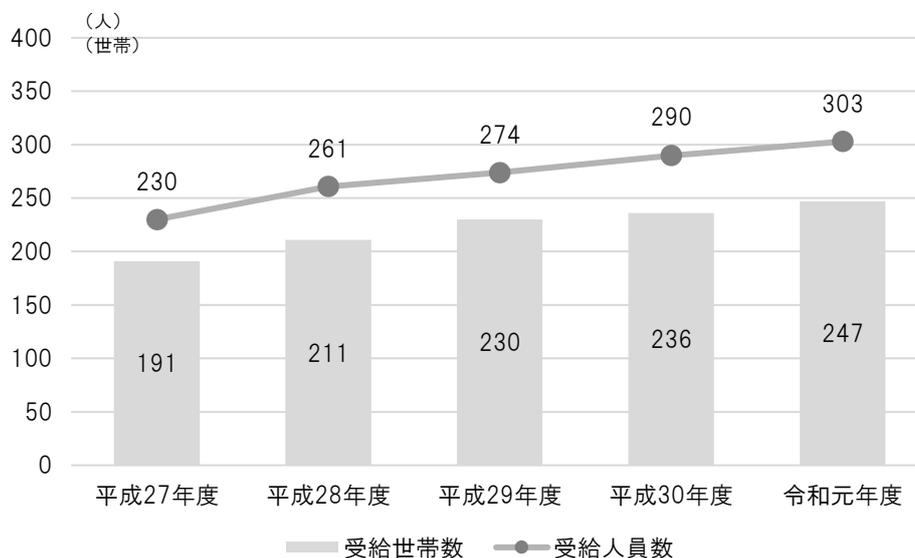


出典：介護認定における医師の意見書（各年度3月31日時点）

(6) 生活困窮者

生活保護受給世帯数・受給人員数ともに右肩上がりの増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度にかけての4年間で約3割増加しています。

〈生活保護受給世帯数・受給人員数の推移〉

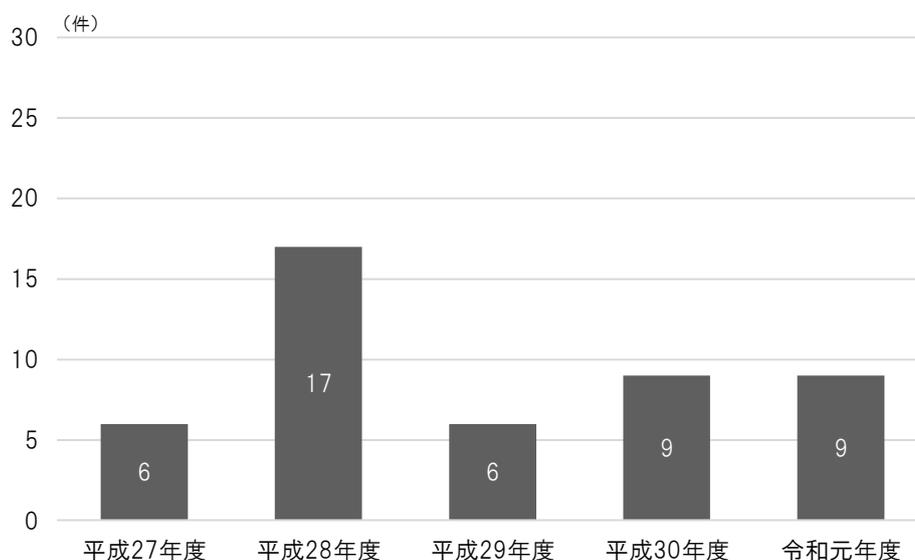


出典：千葉県（各年度3月31日時点）

(7) DV

DVとは「ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)」の略語で、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されます。本町においても、DVの相談が毎年度10件前後ある状況です。

〈DV相談件数の推移〉

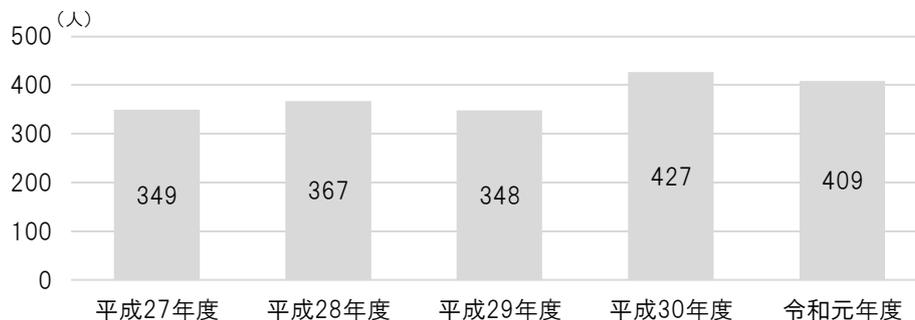


出典：県実績報告（四半期ごと）（各年度3月31日時点）

(8) 地域福祉関連の活動

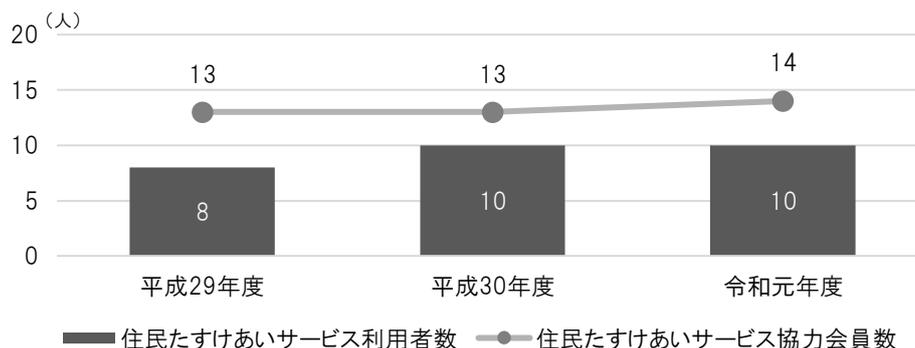
地域福祉関連の活動に関する状況をみると、ボランティア登録者数については、増減を繰り返しながらも、平成27年度から令和元年度にかけて約2割増加しています。

〈ボランティア登録者数の推移〉



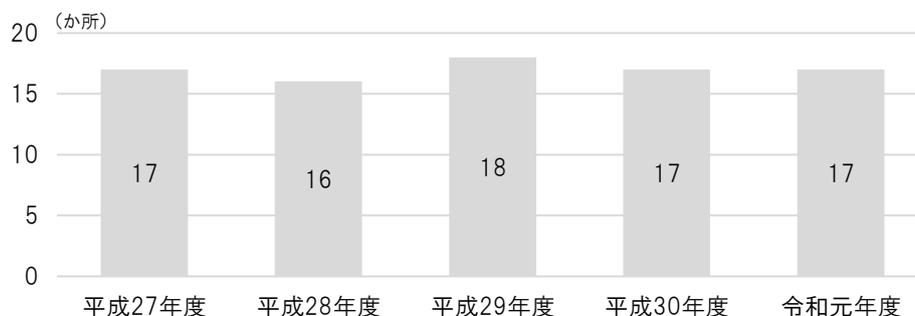
住民たすけあいサービスは、買い物やごみ捨てなど日常生活に支障がある方に対し、協力会員がサービスを提供するという、町民同士の支え合いを推進するものです。協力会員数・利用者数をみると、ともに概ね横ばいの推移となっています。

〈住民たすけあいサービスの協力会員数・利用者数の推移〉



ふれあいサロンは、地域にお住まいの高齢者や子育て中の方など、誰もが身近な場所で気軽に集える場所をつくるものです。ふれあいサロンの箇所数は概ね横ばいで推移しています。

〈ふれあいサロン箇所数の推移〉



本ページの数値情報の出典：県社協実績報告（各年度3月31日時点）

第2節 町民アンケート結果からみる現状

本計画の策定に先立ち、町民の日常生活の現状や意識、福祉サービスや地域づくりに関する意向など、地域福祉に関する幅広い事項を把握し、計画策定のための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

〈町民アンケート調査実施概要〉

調査対象者	調査方式	実施時期	有効回答数	有効回収率
無作為に抽出された、町内に居住する18歳以上の方2,000名	郵送での書面調査	令和2年3月	1,014件	50.7%

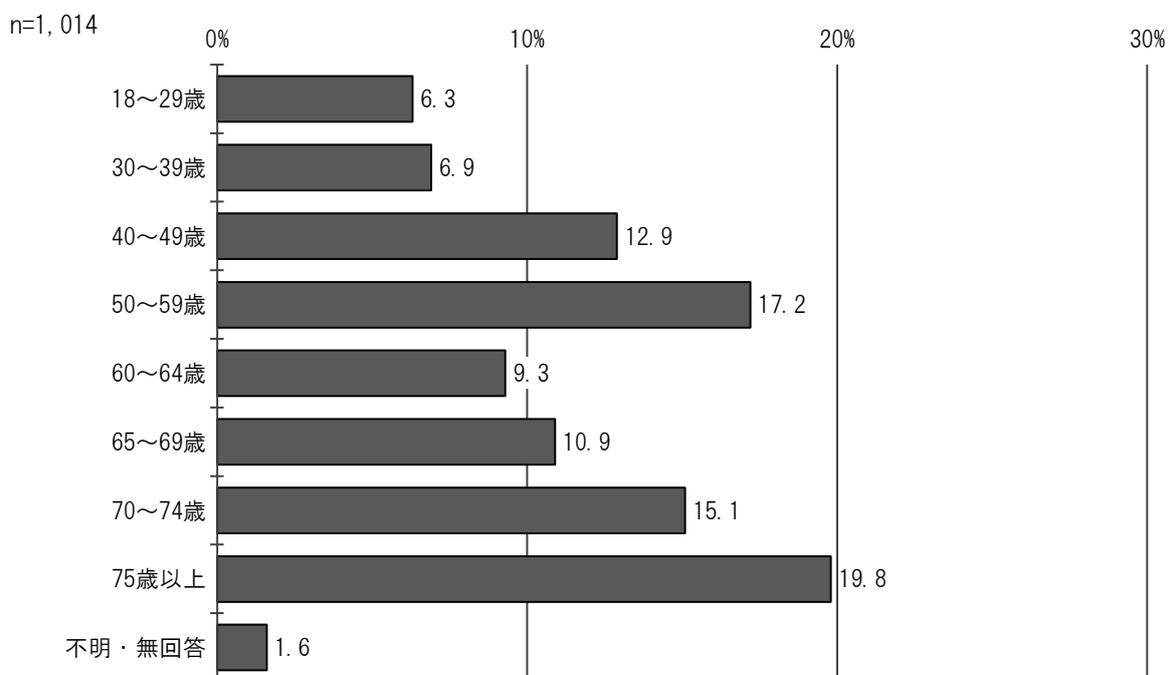
この調査の結果及びその分析については、別途報告書としてまとめたものですが、以下、結果の概要を抜粋して示します。

(1) 回答者自身について

回答者の年齢構成としては高齢者が多くなっている

回答者の年齢については、65歳以上の高齢者が合わせて半数弱、また75歳以上の後期高齢者が約2割となっています。

〈あなたの年齢はおいくつですか〉



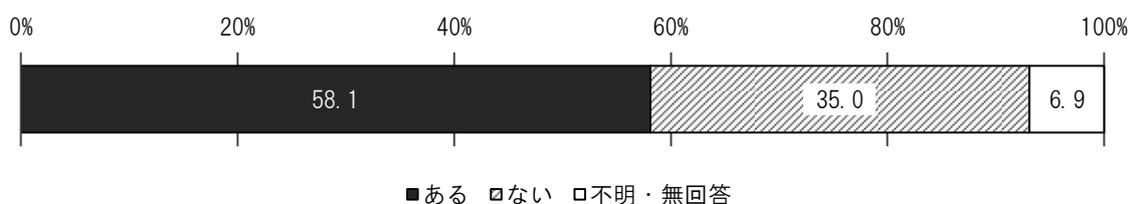
(2) 地域での暮らしについて

困ったときに助け合える近所づきあいが「必要だとは思うのに、ない」方が一定数いる

隣近所の方と困ったときに気軽に助け合えるつきあいは「ある」が6割弱にとどまっているものの、「必要だと思ふ」は8割を上回っています。

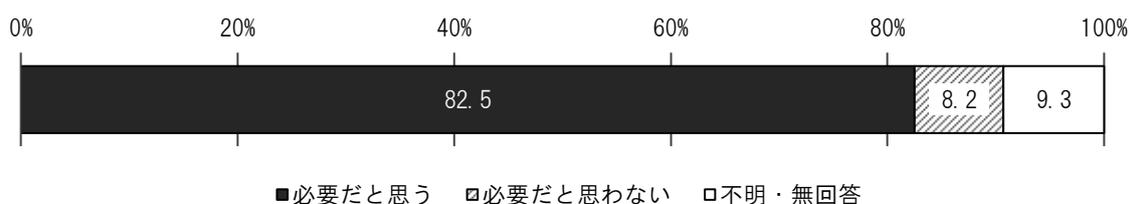
〈困ったときには気軽に助け合えるつきあいがあるか〉

n=1,014



〈困ったときには気軽に助け合えるつきあが必要だと思ふか〉

n=1,014

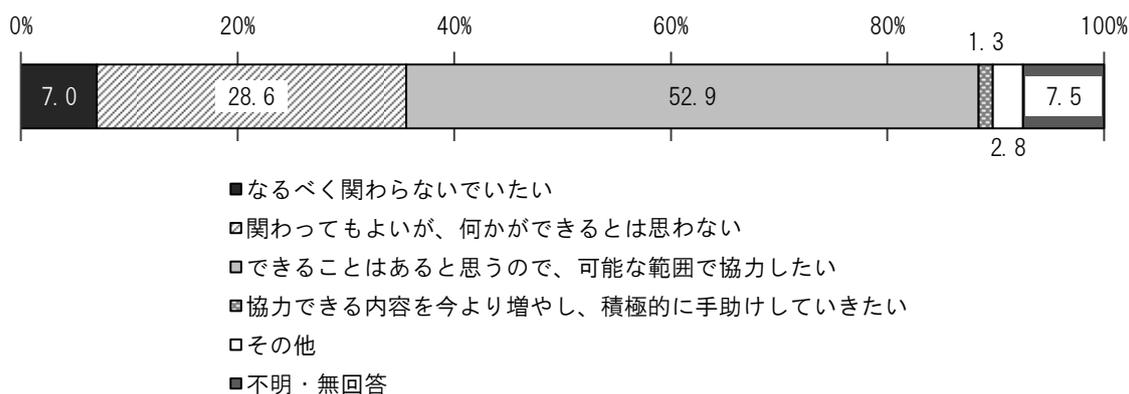


近所でお困りの方に対し、可能な範囲で協力したいという方が半数以上である一方、何かができると思わない方が約3割いる

隣近所の日常生活で困っている方への関わり方の意向について、「できることはあると思うので、可能な範囲で協力したい」との回答が52.9%と半数を超える一方、次いで多い「関わってもよいが、何かができると思わない」は28.6%となっています。

〈隣近所の日常生活で困っている方にどのように関わりたいか〉

n=1,014



(3) 地域での活動やボランティア活動について

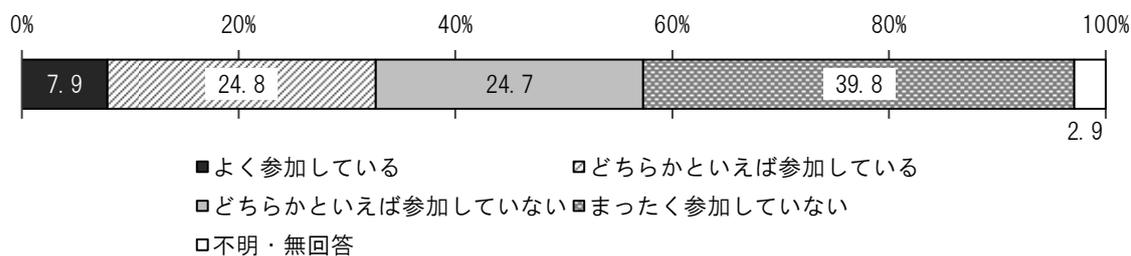
地域活動への参加割合は必ずしも高くないが、4割以上の方に今後の参加意向がある

地域での活動（各種の行事・イベントやボランティア活動、趣味の活動など）への参加状況については、「まったく参加していない」が39.8%と最も多く、「よく参加している」「どちらかといえば参加している」を合わせた『参加している』は約3割にとどまっています。

一方、今後の参加意向については、「まあ参加したい」が35.4%と最も多く、「ぜひ参加したい」と合わせた『参加したい』が4割半ばとなっています。

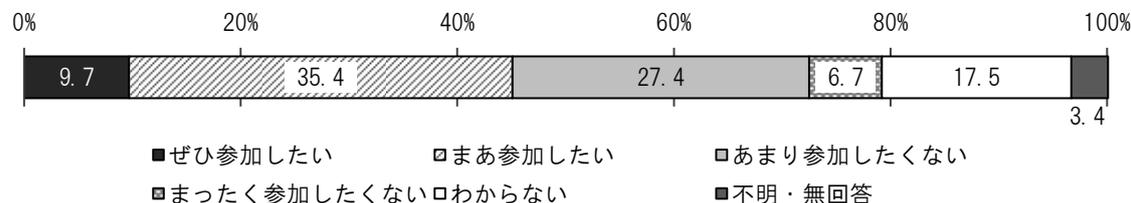
〈現在、地域での活動に参加しているか〉

n=1,014



〈今後、地域での活動に参加したいか〉

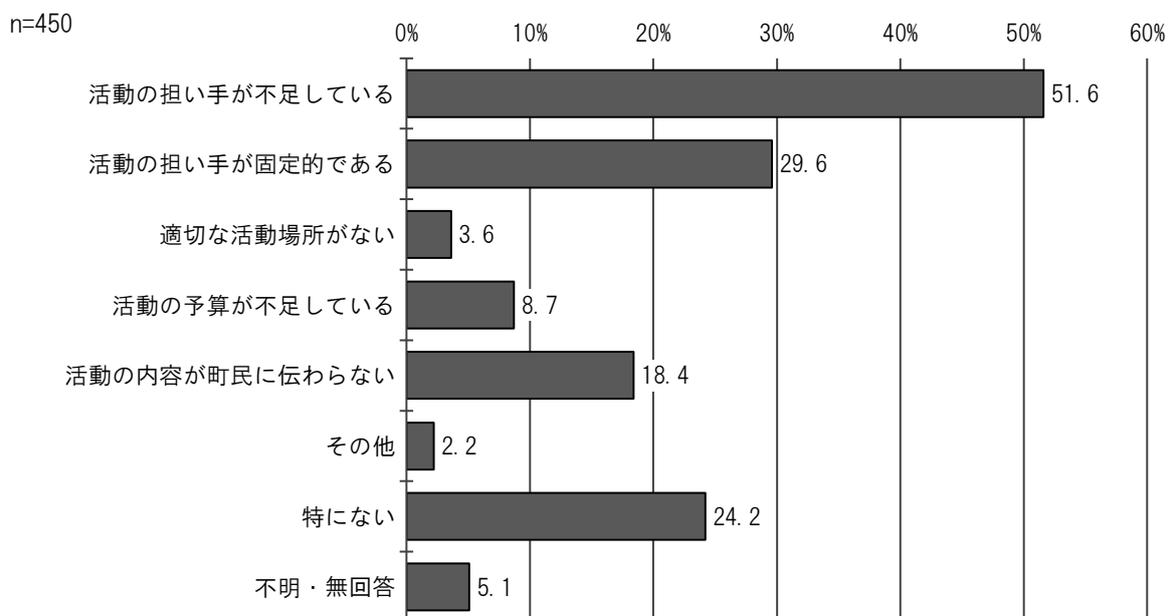
n=1,014



地域活動を行う団体の方にとっては、担い手の確保が問題となっている

地域で活動を行う組織・団体に加入している方に限定して、地域での活動を推進する上で気になることをうかがったところ、「活動の担い手が不足している」の回答が 51.6%と最も多く、次いで「活動の担い手が固定的である」が 29.6%となっています。

〈地域での活動を推進する上で、気になることや問題と感ずることがあるか（複数回答）〉

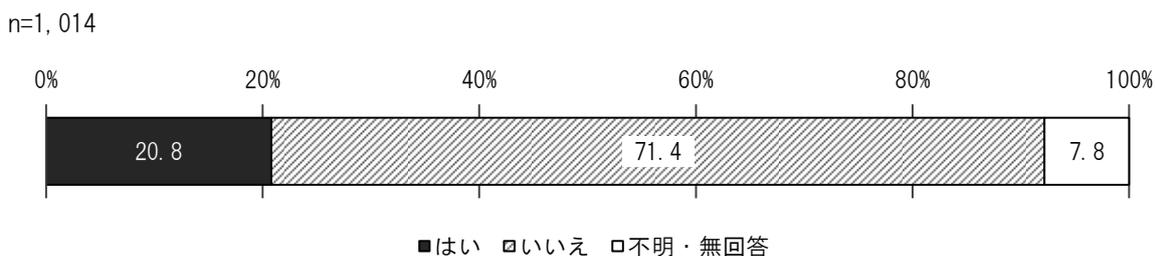


（４）災害時の対応について

地域の防災訓練への参加状況は必ずしも高くない

日頃から地域の防災訓練に参加しているかについて、「いいえ」が7割を超えており、「はい」は約2割にとどまっています。

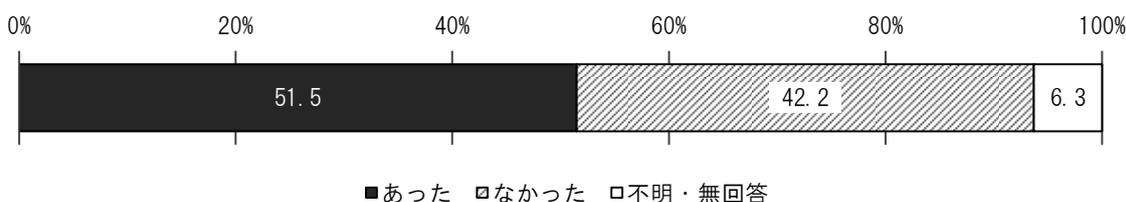
〈日頃から地域の防災訓練に参加しているか〉



2019年の台風被害時は、助け合いが必要と感じた方が半数を超え、実際に助け合いが十分だったと感じた方は約4割

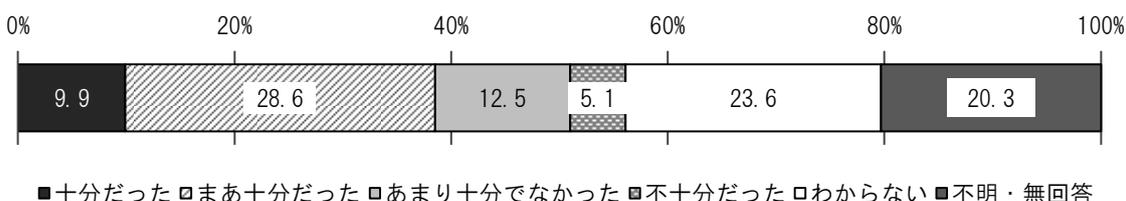
2019年の千葉県での台風被害において、住民同士の助け合いが必要と感じる場面があったかについては、「あった」が51.5%と半数を超えています。また、実際に行われた住民同士の助け合いが十分だったと感じたかについては、「まあ十分だった」が28.6%と最も多く、「十分だった」と合わせて『十分』が約4割となっています。一方、「あまり十分でなかった」「不十分だった」を合わせた『不十分』が約2割となっています。

〈2019年の千葉県での台風被害時、周辺で、住民同士の助け合いが必要と感じる場面があったか〉
n=1,014



〈実際に行われた住民同士の助け合いは十分だったと感じたか〉

n=1,014



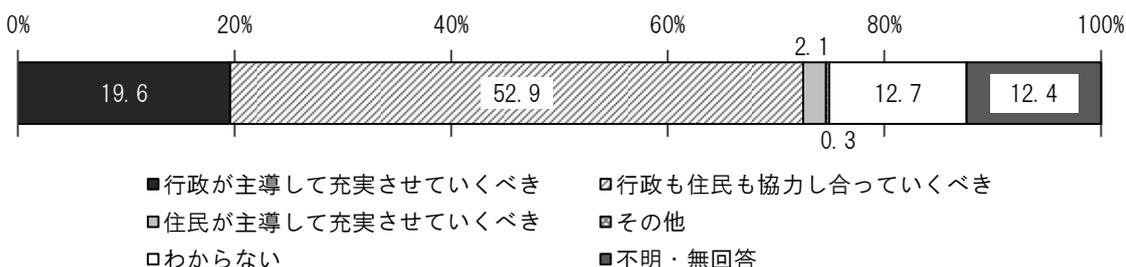
(5) 地域福祉の推進について

地域の福祉を充実させていく上で行政と住民の協働が必要と考える方が半数以上

地域の福祉を充実させていく上で行政と地域住民の関係がどうあるべきかについて、地域福祉の理念に沿った「行政も住民も協力し合っていくべき」との回答が最も多く、半数を超えています。一方、次いで多いのは「行政が主導して充実させていくべき」で19.6%、また「わからない」が12.7%となっています。

〈地域の福祉を充実させていく上での行政と地域住民の関係について、どうあるべきと考えるか〉

n=1,014



第3節 団体ヒアリング結果からみる現状

本計画の策定にあたり、地域福祉に関連する活動団体へのアンケート調査、及びその調査結果を踏まえての対面でのヒアリングを行い、地域福祉に関する現状や、活動における課題及び活動を通して感じる本町の課題、また今後の他団体等との連携に関する考え、さらに地域福祉全般における考えについてうかがいました。

〈団体アンケート調査実施概要〉

調査対象者	調査方式	実施時期	有効回収数	有効回収率
地域福祉に関連する活動団体 (23 団体)	郵送での 書面調査	令和2年6月	18 件	78.3%

〈団体ヒアリング調査実施概要〉

調査対象者	調査方式	実施時期
地域福祉に関連する活動団体 (13 団体)	対面でのヒアリング (複数団体同時参加)	令和2年8月5日 (午前と午後の2回)

以下に、主要な結果及び意見を示します。

(1) 活動をする上での課題について

活動における課題及び活動を通して感じる本町の課題についてうかがったところ、複数の団体から「地域住民からの理解」「活動の担い手・参加者の確保」「複合的課題」について意見があり、またその他の意見も頂きました。

「地域住民からの理解」に関しては、活動をスムーズに行うためには活動に対する理解を得ることが必要だという意見、地域での支え合いの推進に向けて地域住民の参画も必要だという意見、また、支援の制度等の情報が理解されるようアプローチが必要だという意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

地域住民からの理解
各委員の担当地区において独居高齢者の見守りをやっているが、民生委員が顔見知りでない場合や、相手方に理解されない場合もあり、面識のない人の見守りということの難しさがある。
活動に対する周囲の評価が低く、「勝手に活動している」と思われたり「営利活動だ」と見なされたりすることもある。
核家族化が進む中において、子育て支援の地域づくりということを、例えば子どもが泣いている際に近所の方が気軽に声をかけるなど、町ぐるみで行っていけるとよい。

少年犯罪や非行防止、社会復帰を目指す活動をしているが、再犯防止においては定職をもつことが重要である。以前は意思決定をする社長のような立場の方がいて、そうした方が働き場所を提供するという判断をしていたが、町の現状は違っており、そうした立場にない方から「自分のところで雇う」という判断はしてもらいづらい。協力雇用主をみつけたいが、手を挙げてもらえない。

少子化を踏まえて地域に求められることに関して、具体的にこれをすれば、ということではないものの、昔はもっと地域で育てる意識があったことが指摘される。また、父親の育児参画が可能となるような企業理解が必要である。

災害時に取り組んだこととしては声かけがある。日吉地区には傾斜地が多く、強い雨の際は土砂災害の危険があり、巡回するが、いざ「どこの家が自力避難に不安のある家なのか」となると情報が十分でない。そういった声かけについて、隣近所で常に行える状態であればよい。

情報が住民に行き渡っているかという点では、例えば一般の住民にご参加頂いて障害のことなどをご理解頂く、といった機会の設定があるとよい。困った状況になってからでないと事業が知られず、さまざまな制度が設計されすぎて、複雑であり理解されない。集まってもらい伝えるといった取り組みなど、日頃からの周知が重要である。

「活動の担い手・参加者の確保」に関しては、高齢化や人員減少により諸活動の実施が難しいという意見、知名度が低いために関係団体の参入拡大が行えていないという意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

活動の担い手・参加者の確保

組織としても高齢化・担い手の確保が課題となっており、行事についても今年は中止の方向で進んでいる。

会員の高齢化・人数減少があり、行事を行おうとしても、人数が少ないため行えないこともある。具体的には、会員数がもう少し多くても、行事に集まるのは12,3人であり、バスを借りて旅行といった企画は難しい。個人的なつながりのあった他団体との共同実施により行事が行えた例はあったが、全体的に人員減少の影響が強い。

ボランティア団体等に登録を呼びかける手段としては広報紙、会員よりの声かけがあるが、直接小規模の活動団体にまでのアプローチはない。ボランティア団体の登録拡大が課題であり、知名度がない。こういった団体も受け入れる体制はできており、ボランティア活動をしている方には参入してほしい。

「複合的課題」に関しては、地域において生じる課題が必ずしも個別の福祉の分野で完結する内容ではないという意見、実際に支援する上では情報共有のみではない確かなチーム体制が必要だという意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

複合的課題
生じている問題が、高齢者だけの問題でなくなってきており、介護保険の考え方等においても、「地域住民」というくくりで考える状況に変わってきている。活動上、他機関等との連携は必須であり、行政や社協、その他団体等に相談しながら対応を進めている。相談に来訪した方が満足して相談が終わるということもなかなかなく、高齢者自身の問題ということだけで完結せずに、その息子や関係者の課題が出てくるのが非常に多い。
複合的課題への対応といったテーマがあるが、どう家庭の中に入っていくのかが重要であり、例えばひとり親家庭に入っていくなら、子どもへの支援のみならずその親へのアプローチもするといったことである。連携といっても、情報共有だけでなく確かなチーム体制が必要であり、「誰かがやるだろう」ということで終わらせないことが求められる。

その他の意見に関しては、認知症への対応に関する意見、新型コロナウイルスの影響に関する意見等がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

その他の意見
認知症に関して、介護保険サービスにつなぐことはできるが、症状のある本人が悩むだけでなく、その家族が「まさかうちの家族が」と動揺することも多い。重度になってくれば、昼夜を問わず対応が必要になる。家族への支援という面で話を聞いたり悩みを理解したりし、家族にほっとして頂くのも自身らの役割だと考えている。地域での取り組みとしては、見守りが重要だろうと思われ、町でも見守りネットワークや認知症サポーター養成講座があるが、そういった活動と実際の悩みが合致しているか、という点は当団体の職員も考えている。まずは認知症について地域の方に理解して頂くのが自身らの役割と考えている。一方で、認知症に関する対応はマニュアル通りにはいかない。介護保険サービスによる対応も24時間365日の中では限定的であり、例えば自身らは、徘徊し保護された認知症患者を警察に迎えに行くということもあるが、その独居の認知症患者を家に連れて帰ってよいのかということもある。近所の人に見守りをお願いしたとしても、責任をもってもらうための依頼ではないものの、そこまで責任はもてないと言われ、「早く施設に入れないのか」といったことを言われることも多く、またすぐに施設には入れないのも実情である。
新型コロナウイルスの影響で活動が止まっており、行事について中止や様子見という判断となっている。現状の対応としては、一堂に会することを控えて電話での話し合いを行うなどしているが、新型コロナウイルスについても素人の集まりという面があり、さまざまな意見が出てしまうことが懸念され、それをまとめてどういう方針で進めるかという難しさもあることから、活動に対する線引きも必要ではないかと感じる。

(2) 他団体等との連携に関する考えについて

今後の他団体等との連携に関する考えについてうかがったところ、複数の団体から「今後の連携への展望」「連携することの難しさ」について意見があり、またその他の意見も頂きました。

「今後の連携への展望」に関しては、他団体と話し合う場の設置など、連携により活動を推進していきたいという意見、現状十分な連携が取れているという意見、また、活動に対する情報提供や指導がほしいという意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

今後の連携への展望
社協を通じて、「こういった活動ができないか」と打診をもらっているが、他を含めさまざまな相手とつながりたい。事によっては、当会で提供できるものによって、どこかの問題を解決できるかもしれないと考えているが、情報が入ってこない。民生委員や地域包括支援センターなどから困っている内容を聞くことが今日この場でできたが、そうした困りごとを聞ける・話し合う場がほしいと思う。
食は重要なものであり、高齢の単身者においては栄養の偏った食事となる恐れもあり、調理ができるようにとのことでシニアカフェの取り組みを始めたところである。本日この場で話を伺い、独居高齢者の見守り等をされている方がいることを知った。こういったシニアカフェがあるということを知らせていって頂ければと思う。
妊産婦や子育て家庭の問題については、家庭内に介護・障がいといったさまざまな問題もあったりする。役場内でも連携が大事なところであるが、本日この場であらためてさまざまな団体の活動や課題を知った。アンテナを高く張って、さまざまな団体とも連携していければと思う。多分野間の連携という面では、顔合わせの機会があるとよいかと思われ、一堂に会する講習会なり研修会なりの場があるとよいと思われる。
他機関等との連携についても、要望があれば、また教えてもらえれば、応じられるようにしたい。
本町において活動する上で、おかげさまで色々な団体と連携を取らせてもらえており、その点で困っている状態ではない。
高齢者福祉に関して、町の社会福祉協議会から指導を受けているが、地区社協自体は任意団体であり、組織の人材の高齢化もある中で、大きな行事等を開催しようとするれば、参加者のみならず関係者側においても健康面等の懸念がある。自身らとしては特別の知識や資格があるわけではないことから、指導を頂きながら、行事の簡素化等を行っていければよいかと考える。

「連携することの難しさ」に関しては、さまざまな意見に対し收拾をつけることが難しいという意見、連携というだけでなく実際に意味のある活動として形にしていくことが必要という意見がありました。以下に、主要な意見の概要を示します。

連携することの難しさ
地域全体・各種団体と協議の場を設けられればそれぞれ意見が出ると思うが、それぞれの思い入れが出てきてしまうと難しいかと思う。町内の合併の歴史があり、地域差というのが埋め切れてはいない。
連携や協力ということが掲げられているが、形にしていくことが必要である。まちづくりや雇用の創出を一体的に推進し、明るく前向きな地域福祉として、具体的な活動を定めていくことが重要である。また、福祉とそれ以外の分野との連携について、他自治体の先進的な事例として、資金等の資源がない中で、活動の共有・情報発信を行って協力していけるように、行政が地域住民の主体的活動を後押しするというものがある。資金を莫大に投資したのではなく、SNS等を活用する。負担感を前面に押し出すのではなく、積極的な活動を通して協力を得ていくような、風通しのよいものであり、場づくりなども含めたものである。行政にさまざまな取り組みを要望するというよりは、地域での活動の後押しをしていく姿勢が重要となる。また、地域福祉を推進する上で、課題の把握・協議をして支援につなげるということだけでは不十分で、実際にそうした活動を行っていく上での「地域の資源を作っていくこと」も含めての「連携」である。

(3) その他地域福祉全般における考えについて

その他地域福祉全般における考え方として、複数の団体から「自立支援の考え方」「楽しみのある活動」について意見を頂きました。以下に、主要な意見の概要を示します。

自立支援の考え方
現在は各種の支援が充実してきているが、制度の見直しや統合が必要であり、必ずしもつながりや連携ということを押し出すのみではなく、整理を行いシンプルにすることが求められる。さまざまな福祉の充実は自立心の低下にもつながり得るものであり、どれだけやっても限りがないという面もあることから、それぞれの自立を旨とし、それでも不具合が生じる場合にはセーフティーネットがある、という福祉であるべきと考える。
地域ケア会議の場で、高齢者及びその家庭を支える上で意見をさまざまな立場から頂いており、自助努力による部分と行政により整備する部分等につき議論がある。担い手の問題ということもある中で、自身の考えでは、自立支援ということ、その方自身で何ができるかということ念頭に置いて支援していくことが重要だと思う。介護保険制度が始まって、「何かをしてもらおう」という姿勢の方も一部いる。支援をするのは当然のことではあるが、何かができるようになったということと共に喜べるような環境が重要である。

福祉行政に長く携わっている身として、伴走型の支援、自立支援ということが重要であるかと考えている。

楽しみのある活動

この場に集まった団体の中にはシビアな課題に取り組んでいる団体もあると見受けられた。では当団体で取り組むことは何かとなると、地域を明るく楽しくすることが役目ではないかと考え、そういう面で協力できればと思う。

福祉関連の事業所は手が一杯の状況で仕事をしている中で、官民協働を推進する上での視点としては、例えば自身の子どもが参加したら楽しさを理解してくれるかといった視点で、身近な人が興味をもってくれるようなことをやるという考え方が大事だと思われる。

第4節 地域福祉に関する課題

本章でみてきた各種の現状を踏まえ、本計画における主要な課題意識を以下の通り整理します。

○地域のつながりの醸成

本町において、地域のつながりや助け合いが必要ではあるものの、そうしたつながりや助け合いが必ずしも十分ではないことがわかりました。実際に地域福祉に関する活動をされている団体からも、互いに見知った関係でない中での支え合いを行う難しさが指摘されたところ。一方で、近所でお困りの方に対し可能な範囲で協力したいという方も多く、支え合いの潜在的な人材は豊富と考えられることから、地域福祉を推進していく一歩目として、地域のつながりの醸成を課題と捉えます。

○複合的課題への適切な対応

地域でお困りの方が抱える課題は必ずしも縦割りの福祉による対応が可能なものではなく、分野を横断した複合的課題が生じていることがわかりました。自立支援の観点からは自助努力も重要である一方、相談を受ける側がその先の支援への取り次ぎを適切に行う、複合的課題に対応するための資源や適切な連携体制がある、といったことも非常に重要になることから、支援の体制整備として、複合的課題への適切な対応を課題と捉えます。

○地域福祉の推進に向けた人材の養成

少子高齢化が進む本町において、地域福祉の活動における担い手不足が指摘されます。一方、近所でお困りの方に対し、関わる意向があっても何かができるという実感のない方も多いことがわかったところ。こうした潜在的な人材に対し、それぞれの意向に応じた形で、支え合いへの参画機会や必要な情報を提供し、地域福祉の推進に向けた人材の養成を進めていくことを課題と捉えます。

第3章 計画の体系

第1節 目指す地域福祉のあり方

基本理念

支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

地域で暮らす人それぞれの抱える課題が複雑化・多様化している中では、個人の力で解決が難しい課題も多く、その解決に向けて多様な人々が関わっていくことが求められます。支え合い・助け合いを通じた、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指して、「支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

第2節 基本目標

本町の現状及び課題を踏まえ、本計画における基本目標として以下の3つを設定します。

基本目標1 人のつながりがあるまち

地域での支え合いを推進するにあたり、人のつながりがあることは前提条件となるものです。それぞれの人に個別の事情があることを踏まえつつ、地域でより安心して暮らしていけるようにしていく観点で、人のつながりの醸成を目指します。

基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち

自助努力による問題解決が難しく、支援が必要となった場合でも、地域で安心して暮らし続けられるようにするため、専門的支援も含めた支え合いの仕組みの整備に加え、必要とする方に支援が届く体制の整備を目指します。

基本目標3 支え合いの輪が広がるまち

現在も町内で行われている支え合いの活動が、持続可能かつ町の状況に合った形で今後も発展していくよう、活動に対する適切な支援を行うとともに、住民が支え合いに広く参画していけるまちづくりを目指します。

基本理念

支え合い助け合う 誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

基本目標1 人のつながりがあるまち

○基本施策○

- 1 人と人とがつながる機会の確保
- 2 人が集う拠点の整備
- 3 地域活動への住民等の主体的参加の促進

基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち

○基本施策○

- 1 支援を要する方に支援が届く体制の整備
- 2 様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実
- 3 安全で安心して暮らせる地域づくり

基本目標3 支え合いの輪が広がるまち

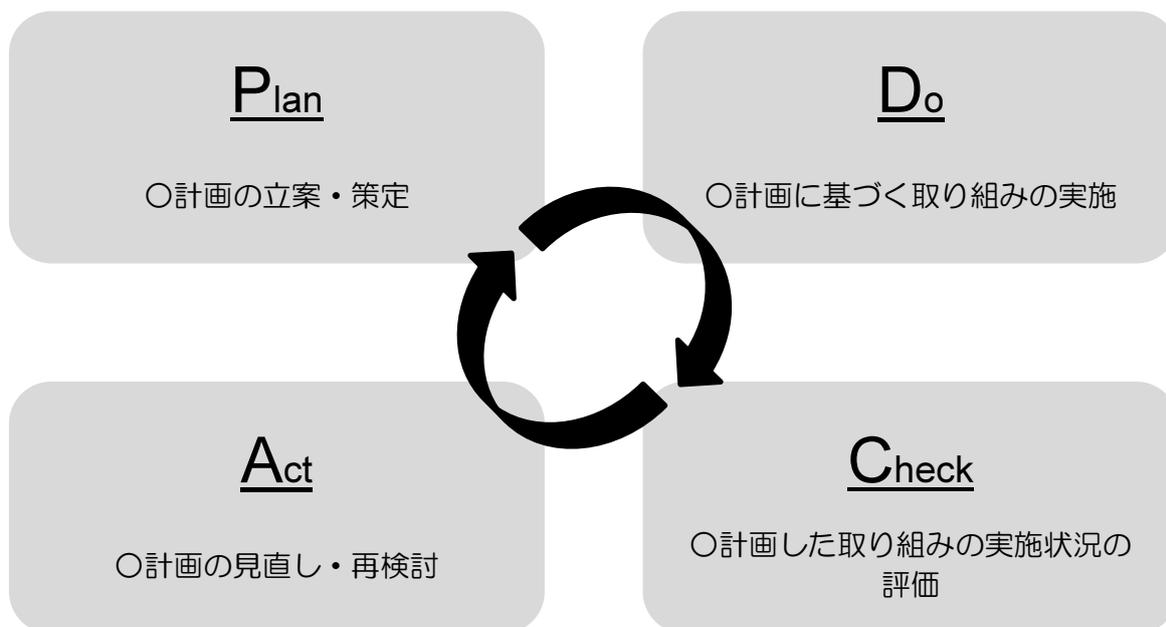
○基本施策○

- 1 地域福祉の担い手づくり
- 2 地域福祉活動への支援
- 3 多様な主体と協働した地域福祉の推進

第4節 評価の仕組み

計画の実効性を確保するためには、適切なタイミングで取り組みの評価を行い、その後の取り組みの方策を再検討する必要があります。すなわち、PDCA サイクルを回していく観点で本計画を推進していくことが求められます。

取り組みの評価を通じた計画の着実な推進(PDCAサイクル)



本計画においては、重要施策を中心とした一部の取り組みに数値目標を設定しており、この目標に基づく評価を行うことで、地域福祉の着実な推進を図ります。評価のタイミングは、中間見直しとして令和5（2023）年度中に1回、また、次期計画の策定のタイミングを考慮し、本計画の期間の最終年度である令和7（2025）年度中に1回、計2回とします。中間見直しのタイミングにおいては、各種の取り組みの実施状況の評価した上で、必要に応じ、実施方針の再検討を行います。

第4章 施策の展開

基本目標1 人のつながりがあるまち

地域での支え合いを推進するにあたり、人のつながりがあることは前提条件となるものです。そのため、人と人とがつながる機会の確保や、人が集う拠点の整備を進める必要があります。また、地域活動への住民等の主体的参加を促進し、ひいては人のつながりによる支え合いを推進していくことが重要です。「基本目標1 人のつながりがあるまち」においては、それぞれの人に個別の事情があることを踏まえつつ、地域でより安心して暮らしていけるようにしていく観点で、人のつながりの醸成を目指し、各種の施策を展開します。

○基本施策○

- 1 人と人とがつながる機会の確保
- 2 人が集う拠点の整備
- 3 地域活動への住民等の主体的参加の促進

◎指標◎

項目	具体的な指標の内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
地域での活動への参加状況	アンケート調査結果において、地域での活動(各種の行事・イベントやボランティア活動、趣味の活動など)に「よく参加している」または「どちらかといえば参加している」割合	32.7%	42.7%
隣近所の支援が必要な方・気にかかる方との関わり	アンケート調査結果において、隣近所に支援が必要な方・気にかかる方がいる回答者のうち、それらの方に声をかける割合 ※「声をかけたり立ち話をしたりする」または「相談にのったり手助けをしたりしている」と回答した割合	49.9%	59.9%
ふれあいサロンの箇所数	地域に住む高齢者や子育て中の方など、誰もが気軽に集える「ふれあいサロン」の箇所数	17	20

基本施策1 人と人がつながる機会の確保

福祉に関するものに限らず、地域での活動を通じたつながりの機会の確保や、世代を超えたつながりの機会の確保を図り、地域での支え合いの推進に不可欠な地域の協働体制の土台づくりを進めます。

【町の取り組み】

(1) 活動を通じたつながりの機会の確保

No.	施策名	担当部署	施策の内容
1	運動に関する啓発活動と実践	健康こども課 社会文化課 住民課	運動に関する啓発活動とその実践として、すわるビクス教室、栗山川ウォーキング隊、ノルディックウォーキング教室、水中ウォーキング、ユニカール教室等を開催し、生き生きクラブ（老人クラブ）等の要請に応じて実施することで、活動を通じた仲間づくりの機会を確保します。
2	活動機会・生きがいの確保の推進	福祉課	社会とのつながりを持たず、家にひきこもりがちにならないよう、自分が得意なことを見つけて生きがい・やりがいを見出し、社会的な役割を担うことができるような民間の支援（互助）について、周知に取り組むとともに事業委託を通して推進していきます。
3	障害のある人の生涯学習の場の充実	社会文化課	学校教育を修了した障害のある人を対象に、一般教養、スポーツ・レクリエーション等各種事業を実施し、生活充実に必要な学習・スポーツ活動の機会を提供するとともに、地域で行われるそれらの活動に障害のある人が参加することについて、地域の理解を促進する働きかけを行います。また、町の関係部署、文化団体、スポーツ団体等と連携し、障害のある人に文化、スポーツ・レクリエーションを教えることのできる指導者の発掘を行います。
4	障害者スポーツを通じた交流の場づくり	社会文化課	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決まり、2018（平成 30）年 2 月に本町では中南米のベリーズを相手国としてホストタウンの登録がされました。これを契機とし、障害当事者団体、障害者スポーツ競技団体等と連携をしながら、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを促進します。

5	シルバー人材センターの機能強化	福祉課	地域の日常生活に密着した就労機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の活性化に貢献する「シルバー人材センター」を支援します。
6	高齢者の生涯学習・スポーツの推進	社会文化課	関係機関と連携を図りつつ、生涯学習の機会の提供を通して高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進していきます。
		健康こども課	また、ウォーキングなどの気軽に楽しめる運動や高齢者スポーツ行事などにより、健康づくりだけでなく生きがいづくりや仲間づくりをも推進します。
7	生き生きクラブ（老人クラブ）活動の支援	福祉課	交流会をはじめ、スポーツやレクリエーション、趣味活動、健康づくりなどの活動を行う生き生きクラブの事業を支援し、高齢者の交流機会の確保を図ります。

(2) 世代を超えたつながりの機会の確保

No.	施策名	担当部署	施策の内容
8	世代間交流の推進	福祉課	核家族化や少子化を背景に、地域での世代を超えた交流機会が減少していることを踏まえ、世代間交流を促進し、子どもたちと高齢者がふれあう機会を継続的に提供します。また、高齢者から豊かな経験と生きた知識を学ぶことを通し、子どもが高齢者を敬う気持ちや福祉のこころを育成していきます。
		健康こども課	
		教育課	
9	子どもたちの活動の場の確保	社会文化課	子どもたちがさまざまな体験をできるよう、各種団体と連携し、スポーツ大会（子ども会との連携）、つどい大会（青少年相談員との連携）、スキー&スノーボード教室（子ども会・青少年相談員との連携）等を継続して実施するとともに、事業を通じて地域住民との交流を推進します。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
10	乳幼児とのふれあい体験	健康こども課 社会文化課	子育て支援センター・保育所・認定こども園と学校の連携により、総合的な学習の時間や夏休み等を利用して、中高生が乳幼児とふれあう機会の創出に努めます。また、「思春期教育」では、中学生を対象に、いのちの大切さを学ぶ性教育の一環として、赤ちゃんふれあい体験の機会を提供します。
11	地域の協力による職業体験機会の充実	教育課	職業意識を啓発するため、地域の各事業所に協力を依頼し、小中学生の職業体験の機会を充実させます。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・ 7つの地区社協と7つの分会において、高齢者等が楽しめる活動や、高齢者と小学生等が世代を超えて交流できる活動など、様々な交流事業を行えるよう、必要な支援を行います。
- ・ 生き生きクラブ（老人クラブ）の活動（交流会、スポーツやレクリエーション、趣味活動、健康づくりなど）に対して支援を行い、交流や福祉活動等を促進します。
- ・ 町の委託事業である福寿会において、ひとり暮らし高齢者を招待し、食事サービスの提供やレクリエーション・健康相談・血圧測定等を行うことで、高齢者が家の外に出て交流することができるような機会を確保します。

基本施策2 人が集う拠点の整備

気軽に訪れることのできる拠点を設け、さまざまな立場の方にとっての居場所を整備することで、孤立の防止や地域での困りごとの把握を図ります。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
12	地域子育て支援拠点事業	健康こども課	子育て支援センターにおいて、平日に子育て家庭を対象とした専門職員による相談指導、子育てサークルの育成支援、気軽に話せる場の提供、地域の保育資源等の情報提供などを行います。
13	子育て教室（さくらんぼクラブ）	健康こども課	健康づくりセンターと子育て支援センターとの共同により、子育てに関する講座などを開催し、保護者の育児不安を解消する場、子育て仲間を作る場とします。
14	図書館機能の充実	図書館	情報発信機能の充実と利便性向上を通じ、住民交流拠点の一つとして活用します。
15	横芝駅前情報交流館「ヨリドコロ」の活用	産業課	観光や移住定住などの地域情報を幅広く発信する本施設を、待ち合わせの場所や、誰でもいつでも気軽に立ち寄れる駅前のヨリドコロとして、住民の交流に活用されるようにします。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・住民が小地域で気軽に集まり、孤独感の解消や仲間づくりを行えるよう、ふれあいサロンの設置を推進し、必要な支援を行います。また、ふれあいサロンの設置は高齢者、障害者、子育て中の方など幅広い対象者を想定したものであることを周知し、さまざまな立場の方にとっての居場所の整備を促進します。
- ・子育てサークルの育成支援等について、町との協力を進め、連携しながら推進していきます。

基本施策3 地域活動への住民等の主体的参加の促進

地域の人材の参画が得られるような活動を推進するとともに、意識啓発等の充実を通して、支え合いに欠かせない住民参加を促進し、孤立の防止や生きがいの創出、地域づくりの推進等につなげます。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
16	認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発	福祉課	<p>各種の講座等を通し、認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発を行います。</p> <p>○認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域での認知症の人や家族を支えることができるよう、認知症サポーター養成講座を推進します。</p> <p>○認知症に関する理解を促進するため、小中学校・高校生向けの認知症サポーター養成講座を継続的に実施します。また、認知症を含む高齢者に対する理解を深めるために、小中学校や地域において高齢者との交流活動を関係機関と連携し推進します。</p> <p>○広く一般町民を対象とした知識の普及を図るため、認知症予防講演会を開催します。</p> <p>○認知症ケアパスの活用と周知を推進します。</p>
17	地域共生意識の啓発	福祉課 社会文化課 教育課	<p>誰もが「支え手」でも「受け手」でもある地域の支え合いにより、地域の暮らしやそれぞれの生きがいを共に創出していくという、「地域共生社会」の考え方に基づき、地域住民が「支え手」として参画していけるよう、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育の充実を図るとともに、高齢者や障害者とのふれあいの場や機会づくりを通じ、地域共生社会の実現に向けた意識啓発に努めます。</p>
18	母子保健事業における地域の人材の活用	健康こども課	<p>各種乳幼児健診、さくらんぼクラブ等の母子保健事業の実施にあたり、子育て経験のあるボランティアの参加を得ることで、地域住民の技術や知恵を活用していきます。</p>
19	ミニ集会を通じた学校・家庭・地域の連携推進	社会文化課	<p>子どもの健全育成を目的に、各学校及び中学校区で、地域住民やPTAなどが集まり、各学校の現況や学校評価の結果等を確認し合い、課題解決に向けた情報交換を行うミニ集会を定期的で開催します。</p>

No.	施策名	担当部署	施策の内容
20	障害に関する福祉教育の充実	福祉課 教育課	<p>町民に対し、障害についての正しい理解を促進するため、福祉講座や講演会の拡充、出前講座等の活用を通し、生涯学習での福祉教育を充実させます。</p> <p>子どもの頃から障害に対する正しい理解を育ていくため、小・中学校においては、障害のある人について理解を深め、福祉の心の醸成が図られるよう、関係職員の意識や知識・技術の向上に努めながら、福祉教育を実践していきます。また、車椅子体験・高齢者疑似体験・視覚障害者疑似体験等の福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会の充実や障害の理解促進を図ります。</p>
21	障害理解のための啓発活動の推進	福祉課	<p>障害に対する理解を深めるために、国や県が紹介している、「身体障害者標識」「聴覚障害者標識」「ほじょ犬マーク」「ヘルプマーク・ヘルプカード」など各種障害のある人に関するマークや、車椅子使用者駐車施設の適正な利用についての周知・普及に努め、「障害者週間」(12月3日～9日)、「障害者雇用促進月間」(9月)等のスケジュールに合わせて広報・啓発活動を実施します。</p>
22	対話行政による住民参加の促進	総務課	<p>より良いまちづくりについて町長が町民と直接意見交換する「まちづくり TALK」「まちづくりを語ろう会『出前トーク』」を実施します。</p>

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・福祉のまちづくりについての作文・ポスターの募集や、各小中学校で行われる福祉体験学習への協力のほか、社会福祉協議会の事業として行う小中学生福祉体験学習会の開催等を通し、福祉やボランティアに対する啓発活動を行います。
- ・身体障害者福祉会の行う会員相互の交流会やスポーツ大会等の各種事業に対して支援します。
- ・町の委託事業である地域活動支援センター「たんぽぽ」において、障害があり雇用されることが困難な方に対し、作業訓練や生活指導を行い、活躍できる場の創出や社会参加の促進を図ります。

【地域での取り組み】

地区懇談会において、「地域でできるとよいこと」として挙げられた取り組みのうち、基本目標1「人のつながりがあるまち」に該当する部分を示します。

以下の取り組みを住民が行っていけるよう、町と社会福祉協議会が連携して支援していくほか、先に挙げた町の取り組みを通してニーズを満たしていきます。

項目	取り組み（代表的なものを抜粋）
近所での声かけ	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ ○一人暮らしの方・子ども・外国人の方等への声かけ ○見守り、見回り（安否確認） ○気になったことを話してみる ○コミュニティへの適度な勧誘
地区での関係性づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが生まれた際にお祝い・お披露目（名前を覚える関係に） ○各世帯の自己紹介 ○地域での協働によるイベント実施（スポーツ、祭りなど） →継続的に顔を合わせられる団体に
交流機会・居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○集いの場の設置（誰でもいつでも来て話せる場、子どもが集まれる場、魅力ある訪れたい場所など） ○同年代同士の集まりの実施 ○年代を越えた交流（小学校でお年寄りと遊ぶ、お年寄りの知恵を頂く場など） ○地区懇談会の継続的な実施
自治会活動	<ul style="list-style-type: none"> ○加入の促進 ○地域行事の充実 ○回覧板等によるやり取り
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の清掃活動

基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち

自助努力による問題解決が難しく、支援が必要となった場合でも、地域で安心して暮らし続けられるようにするため、困難に応じたきめ細かな支援を充実させていくのみならず、支援を要する方に支援が届く体制を整備することが重要です。また、地域での見守り等を通し、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めることが求められます。「基本目標2 支え合いの仕組みがあるまち」においては、複合的課題など、個別の福祉分野のみでは対応が難しい課題も視野に入れ、具体的な支え合いの仕組みの整備を目指し、各種の施策を展開します。

○基本施策○

- 1 支援を要する方に支援が届く体制の整備
- 2 様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実
- 3 安全で安心して暮らせる地域づくり

◎指標◎

項目	具体的な指標の内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
横芝光町社会福祉協議会の認知度	アンケート調査において、横芝光町社会福祉協議会について「名前も活動内容も知っている」と回答した割合	21.1%	31.1%
成年後見制度の認知度	アンケート調査において、成年後見制度について内容を知っている割合 ※「制度の内容を知っており、活用するにはどうすればいいかも知っている」または「制度の内容は知っているが、活用するにはどうすればいいのかわからない」と回答した割合	28.5%	38.5%

基本施策1 支援を要する方に支援が届く体制の整備

支援を要する方の困りごとの内容に応じて適切な支援につながるよう、支援に関する情報の提供や相談支援の体制を強化していくとともに、支援機関間の連携を通して適切な支援のあり方を検討し、支援を要する方が支援へのアクセスを確保できる体制の整備を進めます。

【町の取り組み】

(1) 適切な支援につなげる相談支援体制の整備

No.	施策名	担当部署	施策の内容
23	子育てに関する包括的な相談支援の体制整備	健康こども課	子育て支援センターにおいて、電話育児相談（たんぽぽテレホン）に保育士が対応するなど、各種相談体制を整備します。また、子育て世代包括支援センター「プラムっこ」において、教育・保育施設や各種子育て支援に関する情報提供、子育てに関する相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築します。
24	児童・生徒の心の悩みに関する相談・支援体制の充実	教育課	小中学校に、スクールカウンセラー、心の教室相談員を配置し、いじめや不登校等、児童・生徒の相談に対応します。また、思春期の心のケアについて、事例研究やケース会議を行い、担当者の資質・能力の向上を図るとともに、関係機関と連携した相談活動を推進します。
25	乳幼児健康診査を通じた要支援ケースの把握とその後の支援	健康こども課	乳児から就学前までの児を対象に健康づくりセンター「プラム」で各種の乳幼児健康診査・各種相談（栄養・歯科・保健相談）を行い、育児疲れチェック等のアンケートや面談の結果において育児不安が高いと判断されるなど、今後も支援が必要な場合は、事後指導・支援につなげます。
26	子育てガイドブックの作成・配布	健康こども課	子育てガイドブックを作成するとともに、母子健康手帳交付時の配布や転入者への配付等により、妊娠届出から就学前まで一貫したサービスの情報提供を行います。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
27	発達相談及び早期発見・早期療育の体制整備	健康こども課	乳幼児の各種健診を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見を図るとともに、発達面で経過観察が必要な子ども等を対象に、臨床発達心理士等による発達相談を実施し、専門的な支援が必要な場合には、関係機関につながります。 また、発達に遅れがみられる乳幼児を対象に、遊びを通してその乳幼児に合った指導を行う「療育教室」や、各種相談事業において、発達を促します。
28	療育支援コーディネーターの設置	福祉課	発達等に心配がある子どもの相談や障害のある子どもの幼少期から成人期までの一貫した支援体制の継続に向けた仕組みづくり、児童期における療育支援及びその後の移行期の連絡調整(福祉、医療、教育など)の連携を円滑にする「療育支援コーディネーター」を香取海匝地域と共同で引き続き設置します。
29	障害に関する相談支援体制の充実・強化	福祉課	障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な地域の相談支援体制の強化に向け、山武圏域3市3町で基幹相談支援センターを設置します。
30	高齢者やその家族に対する相談支援体制の充実・強化	福祉課	地域包括支援センターなどの身近な相談窓口に加え、ケアマネジャー、介護事業者及び民生委員・児童委員等、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制の充実・強化を図ります。
31	自殺対策の相談体制の強化	健康こども課	健康づくりセンター「プラム」で常に相談できる体制を整備し、希望に応じて訪問による対応を行います。また、町の各種相談窓口で自殺対策のマニュアルをつくり、全相談窓口が連携してつながる体制を整備します。さらに、各種の相談事業の周知に努めます。
32	人権相談の充実	住民課	複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権擁護委員による定期相談を実施するのに加え、同日開催の行政・心配ごと相談の行政相談員や民生委員児童委員と連携しながら相談に対応します。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
33	児童発達支援センターの整備	福祉課	障害のある子どもに対する支援を充実させるため、「山武圏域自立支援協議会」「香取海匝地域療育システムづくり検討会」による広域での情報共有を図りつつ、社会福祉法人等における民間活力の活用を視野に入れた児童発達支援センターの整備を推進します。

(2) 適切な支援を検討する協議体制の整備

No.	施策名	担当部署	施策の内容
34	庁内ケース連絡会	福祉課 健康子ども課	福祉課、健康子ども課、町立東陽病院、地域包括支援センターが参加し、各部署における困難ケースへの対応を共有する「ケース連絡会」の場において、複合的な課題を有する家庭など、個別の分野のみでは解決が難しい事例等も含め、適切な支援のあり方を検討していきます。
35	地域療育システムづくり検討会	福祉課	障害のある子ども及びその保護者または養護者に対する相談支援を行い、地域の療育支援体制を構築するための「香取海匝地域療育システムづくり検討会」を活用し、引き続き障害のある子どもの地域生活支援の促進を図ります。
36	医療的ケア児の支援	福祉課 健康子ども課	山武圏域自立支援協議会の障害児部会で「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」を設置しており、地域における医療的ケア児等が必要な支援を円滑に受けることができるよう、体制の整備に努めます。
37	生活支援のコーディネート機能の強化	福祉課	地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスのコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置します。コーディネーターにより多様な関係機関の情報共有及び連携・協働の取り組みを推進し、地域のニーズと資源をマッチングしていきます。
38	地域ケア会議の推進	福祉課	3つの地域ケア会議における医療・介護サービスに係る多職種協働により、個々の高齢者への最適な支援方法やサービスの検討を行い、また、そこから地域課題の抽出、対応するための施策検討まで段階的に幅広く検討していきます。 ①個別地域ケア会議 ②自立支援型地域ケア会議 ③地域ケア推進会議

No.	施策名	担当部署	施策の内容
39	横芝光町自殺対策 連絡協議会	健康こども課	自殺防止のための普及啓発や個別支援等に関して、本町における自殺対策を総合的に推進するために設置される横芝光町自殺対策連絡協議会において、庁内部局や関係機関等の間での情報交換や連携・協力の推進、広報及び啓発活動の推進等に関する協議を行います。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・町社協や地区社協の広報紙、ホームページ、チラシの世帯配布等により情報を発信します。また、目の不自由な方や高齢者等に向け、ボランティアの協力を得て、町広報紙をCDに録音した「声の広報」の作成とホームページ上での音声サービスを行います。
- ・生活支援コーディネーターを中心に高齢者等からの相談に応じるとともに、地域資源開発・ネットワーク構築・ニーズと地域の取り組みとのマッチング等のコーディネート業務を行います。
- ・心配ごと相談、弁護士による法律相談を開催し、町民の様々な悩みごとの相談に応じます。

基本施策2 様々な状況に応じたきめ細かな支援の充実

困りごとのある方が、必要な支援・サービスを利用できるよう、具体的な支援・サービスの拡充や質の向上、支援の仕組みづくりを図り、既存の分野の枠に収まらない複合的課題への対応も含め、様々な状況に応じたきめ細かな支援を充実させます。

【町の取り組み】

(1) 各福祉分野における支援の充実

No.	施策名	担当部署	施策の内容
40	教育、保育、子育て支援の充実	健康こども課	地域のニーズに基づいた教育・保育の体制整備や地域子育て支援事業の体制確保を、横芝光町子ども・子育て支援事業計画に基づいて進めます。
41	家庭訪問事業	健康こども課	虐待の可能性など家庭での様子を把握するため、乳幼児健康診査未受診者、経過観察児を対象に、保健師が家庭を訪問し、相談・指導を行います。また、児童相談所等の関係機関との連携を強化します。
42	要保護児童対策地域協議会事業	健康こども課	要保護児童対策地域協議会の開催により、個別のケース等について関係者間の情報共有・連携を図り、虐待防止・児童の非行防止を図ります。
43	ひとり親家庭への支援	健康こども課	18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭の父母及びその児童等を対象とした医療費等の助成や、ひとり親家庭の社会体育施設使用料の減免等を通し、経済的な支援を行います。
		社会文化課	
44	障害福祉サービス等の充実	福祉課	地域のニーズに基づいた障害福祉サービス等の体制の確保を、横芝光町障害者福祉計画に基づいて進めます。
45	就学支援・相談体制の充実	福祉課	関係機関との連携を密にして、障害の種類や程度に応じた、適切な就学を推進するための就学相談を実施します。
		教育課	
46	障害のある人の就労に向けた支援の充実	福祉課	町内及び広域の事業所に対し、障害のある人の雇用について普及啓発を行います。また、就労支援に携わる関係者同士の連携を強化して、障害のある人の雇用を引き続き促進します。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
47	障害者虐待の防止の推進	福祉課	関係機関との連携強化、町障害者虐待防止センターの相談窓口の周知等を通じて、虐待の早期把握、予防、虐待を受けた障害者や障害者の養護者への支援等の取り組みを進め、障害者虐待の防止を推進していきます。
48	高齢者向けサービスの提供体制の確保	福祉課	地域のニーズに基づいた、各種の介護サービス等の提供体制の確保を、横芝光町介護保険事業計画に基づいて進めます。
49	認知症施策の推進	福祉課	認知症は誰でもがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものです。認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域全体で予防の取り組みや、地域住民への正しい知識の普及や支援を推進します。また、認知症になっても地域で役割を持った人格を尊重され、安心して暮らし続けることができる体制づくりを推進します。
50	独居高齢者等実態把握	福祉課	ひとり暮らし高齢者等に対する支援に向けて、その暮らしの状況等についての情報を把握するため、必要に応じて訪問し、また関係機関との情報共有に努めます。
51	緊急通報装置の設置	福祉課	ひとり暮らし高齢者等で慢性疾患などにより日常生活を要する状態にある方や、高齢者世帯の方を対象に、急病時等の不安を和らげ安心した日常生活を送れるよう、緊急通報装置を貸与します。また、緊急通報装置を必要とする対象者の確認を徹底します。
52	配食サービス	福祉課	日常生活に支障のあるひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に、安否確認と栄養改善を兼ね自宅に食事を届けるサービスを実施します。
53	高齢者虐待の防止の推進	福祉課	「地域包括ケアシステム」を活用して、高齢者虐待の未然防止、早期把握、予防、虐待を行った養護者への支援等の取り組みを進め、高齢者虐待の防止を推進していきます。

(2) 分野を越えた支援の充実

No.	施策名	担当部署	施策の内容
54	ダブルケアへの対応	健康こども課	子育てと親の介護が同時に発生する、いわゆる「ダブルケア」に関し、各種乳幼児健診の際などに把握された困難ケースについて、地域包括支援センターなど関係機関につなぐことなどで面的な支援を図ります。
		福祉課	
55	成年後見制度の利用支援	福祉課	認知症や障害等により日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービスの契約や金銭管理などの援助を行う「成年後見制度」の周知に努めるとともに、成年後見制度の町長申立て及び後見人等の報酬費用扶助等を通して利用支援を行います。
56	生活困窮者への支援	福祉課	病気などで生活が困窮した場合、就労支援や生活資金の貸し付け等へつなぎ、関係機関との連携の強化を図ります。また、生活保護制度により、生活負担の軽減を図ります。
57	ひきこもりへの支援	福祉課	ひきこもりに至るにはさまざまなケースがあることを鑑み、各種の相談窓口において問題を把握して適切な支援につなげられるよう、対応方法について分野を越えて共有を図り、ケースに即した対応を行えるよう努めます。
		健康こども課	
58	DV への対応	福祉課	DV に関する相談窓口の周知、利用可能な制度等の情報提供に努めるとともに、国・県等が開催する研修等に積極的に参加し、職員の資質や相談技術の向上を図ります。また、地域配偶者暴力相談支援センター（健康福祉センター）、女性サポートセンター、警察、母子生活支援施設、中核地域生活支援センター等関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげます。
		健康こども課	

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・一時的に車いすが必要となった方に車いすの貸し出しを行います。
- ・一時的に生活困窮に陥った世帯等への貸付により自立の促進を行います。
- ・地区敬老会等の機会において、対象となる高齢者を限定せず、幅広く参加できるようにすることで、日中独居など世帯外からは捉えにくい困難な事例について、その実情の把握に努めます。
- ・地区社協や分会などでは、移り住んで日が浅い方など、地域で気になる方に対して直接行事のお声かけ等を行っている例もあることから、そうした好事例の共有を進め、取り組みとして広がっていくよう努めます。
- ・千葉県後見支援センター（すまいる）が行う日常生活自立支援事業（高齢者や障害者等を対象とした、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全サービス）の相談受付、援助を行います。

基本施策3 安全で安心して暮らせる地域づくり

地域における災害時の準備や防犯対策等による安全確保を進めるとともに、見守り等の具体的な支え合いの仕組みの構築や、移動支援、ユニバーサルデザインなどによる使いやすい施設の整備等を通して、安全で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

【町の取り組み】

(1) 地域における安全の確保

No.	施策名	担当部署	施策の内容
59	地域防災体制の強化	環境防災課	今後発生が予想される大規模災害に備え、住民の防災意識の向上や防災訓練の実施、自主防災組織育成など、ソフト面の強化とともに、必要物資の確保や避難路の整備など、ハード面の対策にも取り組みます。
60	災害時要支援者名簿の整備と活用	福祉課	独居高齢者、高齢者世帯、障害者や介護保険における介護認定者（要介護3以上の方）、妊婦や新生児など、災害時の避難行動に支援が必要な方について、情報を整理・共有し、町防災訓練時における行政総務員への名簿提供等を通して、避難誘導や安否確認、避難所での生活支援などを的確に行える体制を整備します。
		健康こども課	
61	災害時の避難場所の整備	環境防災課	災害時の避難所が、様々な状況の人にとって使いやすいものとなるよう、傷病者・高齢者・障害者・乳幼児・妊婦等の要配慮者用スペースを優先的に確保します。また、高齢者や障害者等で一般の避難所での対応が困難な場合は、町内養護老人ホームや特別養護老人ホーム、障害関連施設や児童施設と等と連携し、福祉避難所として提供します。
		健康こども課	
		福祉課	
62	高齢者の交通安全	環境防災課	高齢者が交通事故にあうことなく、また、交通事故を起こすことがないように、交通安全啓発の充実を図ります。また、運転に不安を感じている高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境づくりを進めるなど、時代に即した交通安全対策強化を図ります。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
63	地域における子どもの防犯対策	教育課 環境防災課 健康こども課	子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供、関係機関・団体との情報共有、多様な担い手と連携した登下校時等の安全対策を推進します。

(2) 安心を支える地域体制の整備

No.	施策名	担当部署	施策の内容
64	障害者差別解消支援地域協議会の活用	福祉課	障害者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、山武郡市3市3町共同で組織する山武圏域障害者差別解消支援地域協議会において、地域の実情に応じた差別解消のための取組み事例や相談事例等を検討し、関係機関と連携を図ります。
65	地域における見守り及び支援体制づくりの推進	福祉課	障害のある人や一人暮らし高齢者などの安否確認のための事業として、民生委員・児童委員の訪問や配食サービスを実施するほか、近所の方や地域で活動する団体、事業者などと連携して、見守りの目を増やし、地域でのつながりを大切にしながら、地域全体で見守るネットワークづくりを推進します。
66	認知症高齢者の支援体制づくり	福祉課	認知症となってもできる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、地域での見守りや、各機関で気になったことをつなぐ体制づくりを徹底し、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。 また、認知症になっても、地域の一員としての役割をもった人格を尊重し、安心して地域で暮らし続けていくための地域づくりを進めます。
67	だれもが使いやすい施設等の整備	企画空港課 財政課 都市建設課 福祉課	千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設や道路環境などの再整備において、ユニバーサルデザインによる人にやさしいまちづくりを推進するとともに、高齢者や障害者の住宅改良のための相談・情報提供を充実させていきます。 また、駅やバスなどの公共交通機関等に関して、バリアフリー化を促進していきます。

No.	施策名	担当部署	施策の内容
68	移動に対する支援	福祉課 企画空港課	<p>日常生活で移動に困難を抱える方を対象に、各種の支援を行います。</p> <p>○通院等の際に移送困難な高齢者及び身体障害者に対し、外出支援車両による送迎サービスを提供します（社会福祉協議会への委託）。</p> <p>○心身障害者（児）及び高齢者に対して、運転手の確保ができることを条件に福祉カー（リフト付きワゴン車）の貸し出しを行います（社会福祉協議会への委託）。</p> <p>○重度の心身障害者を対象に、生活範囲を広げることを目的にタクシー代の一部を助成します。</p> <p>○乗合タクシー、町内循環バスについて、運転免許返納者や障害者への運賃割引について周知を図るとともに、利用を促進します。</p>

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・防災に関する教育の機会を提供できるよう支援し、防災教育の取り組みが広がるよう努めます。
- ・災害発生時、被災者の生活復興のため災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。また、災害ボランティアセンターにご協力いただける団体等の呼びかけや運営の担い手の養成を行います。
- ・一人暮らしで見守りが必要な高齢者の様子を伺うため、定期的に電話をかける「声の訪問サービス」を実施します。
- ・町の委託事業として、外出支援サービスや福祉カーの貸し出しを行います。

【地域での取り組み】

地区懇談会において、「地域でできるとよいこと」として挙げられた取り組みのうち、基本目標2「支え合いの仕組みがあるまち」に該当する部分を示します。

以下の取り組みを住民が行っていけるよう、町と社会福祉協議会が連携して支援していくほか、先に挙げた町の取り組みを通してニーズを満たしていきます。

項目	取り組み（代表的なものを抜粋）
情報環境の整備	<ul style="list-style-type: none">○スマホで見られる情報提供○インターネットの環境整備
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none">○災害時の共助○いざという時の地区での集合場所の決定・共有
日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none">○ゴミ出しの手伝い○子守り（高齢者が担うことで世代を超えて交流）○配達等の支援○移動手段の充実（乗り合いタクシーの充実、バス停・バス便の拡充）
その他	<ul style="list-style-type: none">○健康づくりへの支援・病気の際の支援○緊急連絡先の共有

基本目標3 支え合いの輪が広がるまち

地域における人のつながりや、具体的な支え合いの仕組みをベースとして、支え合いの活動が持続可能かつ町の状況に合った形で今後も発展していくためには、地域福祉の担い手づくりや、地域福祉活動への支援が求められるとともに、多様な主体と協働して地域福祉を推進していく観点が重要となります。「基本目標3 支え合いの輪が広がるまち」においては、活動に対する適切な支援を行うとともに、住民が支え合いに広く参画していけるまちづくりを目指し、各種の施策を展開します。

○基本施策○

- 1 地域福祉の担い手づくり
- 2 地域福祉活動への支援
- 3 多様な主体と協働した地域福祉の推進

◎指標◎

項目	具体的な指標の内容	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
地域での支え合い、助け合いへの評価	アンケート調査において、本町の地域での支え合い、助け合いを「よくやっていると思う」または「どちらかといえばやっていると思う」と回答した割合	42.2%	52.2%
ボランティア登録者数	横芝光町社会福祉協議会において登録されているボランティアの人数	409	450
住民たすけあいサービスの協力会員数	買い物やごみ捨てなど日常生活に支障がある方に対してサービスを提供する「協力会員」の人数	14	20

基本施策1 地域福祉の担い手づくり

地域福祉を具体的に推進する人材の養成・支援を行うことで、地域福祉の発展を推進します。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
69	地域健康づくり活動の推進	健康こども課	保健推進員や食生活改善推進員など、地域で健康づくりの実践指導にあたるリーダーやボランティアの養成と組織化を図ります。
70	介護予防の推進	福祉課	高齢者が自分に合った介護予防活動に継続的に参加することで、いつまでも住み慣れた地域で活発に過ごすことができるよう、活動を支援するボランティアの養成や研修等により、介護予防活動の体制づくりを推進します。また、介護予防活動という地域の支え合いにおいて、元気な高齢者が「受け手」ばかりではなく「支え手」にもなる仕組みづくりを進めることで、介護予防や生きがいづくりの推進を図ります。
71	ゲートキーパーの養成	健康こども課	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」の養成に向け、町の各種団体を対象として、ゲートキーパー養成講座を実施するほか、一般町民向けゲートキーパー養成講座を実施します。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・地区社協・ボランティア活動等福祉活動の担い手を養成、発掘するため、各種講座等を開催します。
- ・小中学生に対し、ボランティア活動を体験する機会や、福祉について考える機会を提供するため、福祉体験学習会を開催します。
- ・地区社協やボランティア活動の情報を発信し、地域福祉活動への町民の参加を促進します。

基本施策2 地域福祉活動への支援

地域の住民や団体による具体的な地域福祉活動を促進するため、情報提供、知識・技術習得の支援等を行います。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
72	障害者団体等の活動支援	福祉課	障害者団体は、障害のある人の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も、障害のある人や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。 また、障害のある人が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、障害者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動を促進します。さらに、団体には所属していない障害当事者、家族等の交流の場づくりについても支援していきます。
73	民生委員・児童委員の活動支援	福祉課	地域福祉活動において重要な役割を担っている民生委員・児童委員に対し、各種の情報提供や、研修等を通じた知識・技術習得の支援に努めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・地域住民の参加と協力を得て、援護を必要とする方に対し、低額な料金で家事援助・買い物代行等生活支援サービスを行う「住民たすけあいサービス」を通し、住民相互の助け合い推進に努めます。
- ・ボランティア連絡協議会において、情報収集及び情報提供等の活動支援、ボランティア派遣事業のコーディネート等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。
- ・福祉団体等へ助成金の交付を行います。

基本施策3 多様な主体と協働した地域福祉の推進

地域福祉の充実を図るため、民間の力の活用・公私協働の視点を含め、多様な主体と協働した地域福祉の推進を図ります。

【町の取り組み】

No.	施策名	担当部署	施策の内容
74	障害に関する当事者団体・支援団体との連携	福祉課	本町の関連部署と当事者団体や支援団体などとの連携を深め、情報交換や意見交換を行うことで相互理解と情報共有に努めます。
75	園長会議の開催による関係機関の連携	健康こども課	認定こども園・保育所との関係者会議(ケース連絡)を実施し、情報交換を行うことで、連携を推進します。
76	自主的な活動の創出支援	企画空港課	地域課題の解決に向け、ビジネスの手法を用いて地域住民が主体的に解決に当たる「コミュニティビジネス」やNPOなどとの連携強化による協働のまちづくりに努めます。
77	地域福祉に関する多様な主体との協議の機会の確保	福祉課	地域で生じている困りごとについて、それぞれの機関・団体等が把握する情報を共有し、お互いの活動によりその解決に資することができないか等につき協議するため、また、活動状況を精査し、今後の協力体制のあり方等について協議するため、地域福祉に関する多様な主体との協議の機会の確保を検討し、地域福祉の推進を図ります。

【社会福祉協議会の取り組み】

- ・行政、福祉事業者、福祉関係団体、ボランティア等との連携を強化し、ニーズの把握・情報収集に努め、各種福祉サービスへつなげるなど、相談機能の充実を図ります。

【地域での取り組み】

地区懇談会において、「地域でできるとよいこと」として挙げられた取り組みのうち、基本目標3「支え合いの輪が広がるまち」に該当する部分を示します。

以下の取り組みを住民が行っていけるよう、町と社会福祉協議会が連携して支援していくほか、先に挙げた町の取り組みを通してニーズを満たしていきます。

項目	取り組み（代表的なものを抜粋）
地域福祉の推進	○ボランティアを要する人・したい人のマッチング ○空き家の解消